

令和5年3月改訂

# 地縁団体認可申請書等 様式集



**南あわじ市**  
**総務企画部 市民協働課**  
**(協働推進係)**

# 目 次

## 認可申請

認可申請書（様式第1号）	1
自治会規約の参考例	2
議事録の参考例	8
構成員名簿の参考例	10
承諾書（様式第2号）	11
代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者選任の有無 （様式第2号 別紙1）	12
代理人の有無（様式第2号 別紙2）	13

## 認可後の変更手続き

### 規約の変更

規約変更認可申請書（様式第3号）	14
規約変更理由書（様式第4号）	15

### 告示事項の変更

告示事項変更届出書（様式第5号）	16
告示事項変更届出書の記入例（代表者変更）	17
議事録の参考例（代表者変更）	18
議事録の参考例（代表者変更、書面決議の場合）	20

## 各種証明書の交付申請

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書	22
--------------------	----

## 印鑑登録関係書類

認可地縁団体印鑑登録申請書	23
認可地縁団体印鑑登録原票	24
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	25
認可地縁団体登録印鑑亡失届出書	26
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	27
認可地縁団体印鑑登録証明書	28

委任状(例)	29
--------	----

(様式第1号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 ○○○○ 様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地  
団体名 ○ ○ 自治会  
事務所 南あわじ市

代表者の氏名及び住所  
代表者  
住 所 南あわじ市

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類  
(地縁団体の認可に関する総会決議の議事録)
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類  
(自治会長の選出に関する総会決議の議事録)

[規約(または会則)の参考例]

## 〇〇自治会(町内会)規約(会則)

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、〇〇自治会(町内会)と称する。

#### (区域)

第2条 この会の区域は、南あわじ市 〇〇〇〇の区域とする。

#### (主たる事務所の所在)

第3条 この会は、主たる事務所を南あわじ市 〇〇〇〇番地に置く。

### 第2章 目的

#### (目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、諸施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

#### (事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福祉厚生に関する事。
- (5) 財産の管理運営に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理及び運営に関する事。
- (7) 祭礼、宗教行事、その他従前からの慣例による諸行事に関する事。
- (8) 会員の総出に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事。

### 第3章 会員及び会費

#### (会員)

第6条 第2条に定める区域(以下「この区域」という。)に住所を有する個人は、すべてこの会員になることができる。

(2 この区域に住所を有する法人又は事務所若しくは事業所を置く法人若しくは個人は、賛助会員になることができる。)

(3 この区域に土地又は建物の所有権を有する者は、縁故会員になることができる。)

#### (会費)

第7条 会員(賛助会員及び縁故会員を含む。)は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に入会の申出をし、総会において承認を得なければならない。ただし、承認にあたっては、第2条及び第6条の規定を逸脱しないものとする。

2 この会は、前項の申出があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 この会は、この会の区域に転入した個人又は団体に対し、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

### (退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届出をしなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第6条の各項に該当しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

### (除名)

第10条 会員がこの会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の〇分の〇以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

### (抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。この会の財産の処分又は収入に関する金品についても同様とする。

## 第4章 役員

### (役員)

第12条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) 会計 〇人

(4) 監事 〇人

### (役員を選出)

第13条 役員は、総会において、会員の中から選出する。

2 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

### (役員職務)

第14条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、この会の運営に関しその責任を全うするため、次の事項を処理する。

(1) 総会及び役員会の招集並びにこれらの会議の付議に関すること。

(2) 前項に掲げる会議において協議した事案の執行に関すること。

- (3) 地方自治体又は連合自治会若しくは各種団体からの連絡事項に関する  
こと。
  - (4) 総会及び役員会の議事録の作成に関すること。
  - (5) その他この会の運営に関すること。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、  
その職務を代理する。
- 4 会計は、この会の会計業務を処理する。
- 5 監事は、この会の業務及び会計を監査する。
- 6 前3項に掲げるもののほか、副会長、会計及び監事は、会長を補佐すると  
ともに、この会の円満適正な運営を推進するため次の事項を処理する。
- (1) 総会、及び役員会に付議する事案の策定に関すること。
  - (2) 会長の指示又は諮問があった事案の研究又は協議に関すること。
  - (3) その他役員の仕事に適合する事項の推進に関すること。

#### (役員任期)

- 第15条 この会の役員任期は〇年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、総会において選任する。この場合において、  
補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後において  
も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任  
することができる。この場合において、その役員に対し、議決の前に弁明の  
機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があるとき。

### 第5章 会 議

#### (種類)

- 第17条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### (構成)

- 第18条 総会は、会員及び会員の家族をもって構成する。
- 2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

#### (権能)

- 第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決  
する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 規約（会則）の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 役員を選任及び解任に関すること。
  - (5) 財産の管理運営又は処分に関すること

(6) その他この会の運営にかかる重要事項に関すること。

**(通常総会)**

第20条 通常総会は、毎年度1回開催する。

**(臨時総会)**

第21条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は会員の〇分の〇以上若しくは監事から会長に対し会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

**(役員会)**

第22条 役員会は、会長又は他の役員が必要と認めたときに開催する。

**(招集)**

第23条 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長に当たる。

**(定足数)**

第24条 会議は、総会においては総会員、役員会においては当該構成員の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第25条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほかは、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(委任表決)**

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ会長を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

2 委任をしないで欠席した会員は、議決に従うものとする。

**(議事録)**

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数及び氏名（表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録の作成は、総会において選任された書記がこれに当たる。ただし、選任された書記が総会に出席できない場合には、会長は出席者の中から適任者を選任し、記録担当者に指名することができる。

3 議事録には、議長及び出席した会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

### (会費の基準)

第29条 第7条に規定する会費は、会員均等割によるものとする。

### (会費の決定)

第30条 会費は、総会の議決を経て、その額を決定する。

### (会費の納入)

第31条 会員は、原則として会費を納入しなければならない。

### (会費の未納)

第32条 会長は、会費の納入を怠った者に対しその督促をする。

- 2 前項の規定による督促によっても会費の納付がない場合は、総会においてその対応を協議する。

### (資産の管理)

第33条 資産は会長が管理し、その方法は総会の議決により定める。

- 2 第28条第1号に規定する資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

### (経費の支払)

第34条 この会の経費は、資産をもって支払する。

### (事業計画及び収支予算)

第35条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

- 2 事業計画は、会員の利害関係、経費負担の実情、資産の捻出の方法その他第5条の目的達成に関する緊要度を十分に配慮して行う。
- 3 収支予算は、既往におけるこの会の経費の使用実績又は新規事業の内容を検討し、会計運営の健全性等を十分に検討して策定する。

### (事業報告及び収支決算)

第36条 この会の事業報告及び収支決算は、当該年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て総会において報告し、その承認を得なければならない。

### (事業年度)

第37条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。



## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第39条 この会が解散をする場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意の議決を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により処分する。

## 第8章 雑 則

### (書類及び帳簿等の備え付け)

第40条 この会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 規約

(2) 認可に関する書類

(3) 役員に関する書類

(4) 会員に関する書類

(5) 会議の議事録

(6) 会員名簿

(7) 資産台帳

(8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書

(10) 事業計画書及び収支予算書

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿等は、この会が保有する保管庫において保管し、会長が管理する。

### (定めのない事項)

第41条 この規約に定めのない事項については、総会の議決をもって実施する。

### (細則への委任)

第42条 この規約を実施するにあたって必要がある場合には、総会の議決を経て、別に細則を定めることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

### (経過措置)

2 この規約の施行の際、現に役員である者の任期は、第15条の規定にかかわらず、令和 年 月 日までとする。

3 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て、別に定める。

[議事録の参考例]

## 〇〇自治会 総会 議事録

1 日 時 令和〇〇年〇月〇日(日)

午前〇〇時〇〇分～午前〇〇時〇〇分まで

2 場 所 〇〇自治会集会所

3 出席者 会員数 名

出席者 名(うち委任状による出席者 名)

欠席者 名

4 議案

第1号議案 「令和〇〇年事業報告及び収支決算に関する件」

第2号議案 「役員選任に関する件」

第3号議案 「令和△△年事業計画及び令和△△年予算に関する件」

第4号議案 「〇〇自治会資産の管理と「地縁団体の認可申請」に関する件」

第5号議案 「認可申請に伴う規約に関する件」

第6号議案 「認可申請の代表者を会長とすることに関する件」

5 議長選出

会長が総会の成立要件を確認し、総会が成立することを告げ、開会の宣言を行った。続いて、会長の挨拶を述べ、議長の選出を会員に諮ったところ、会長一任の発言により、会員〇〇 〇〇を議長に指名した。

議長〇〇 〇〇は就任のあいさつをした後、上記のとおり会員の出席状況を告げ、総会の成立を宣言した。また、議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、議事録署名人に◇◇ ◇◇、△ △ △△を指名し、議事に入った。

6 議事

**第1号議案 「令和〇〇年事業報告及び収支決算に関する件」**

本議案について、〇〇会長より令和〇〇年事業報告及び、▽▽会計から別紙資料「令和〇〇年収支決算書」により詳細な説明があり、続いて◇◇監事から、その内容が適正かつ正確であることの報告がなされた。これについて、議長が意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

**第2号議案 「役員選任に関する件」**

本議案について、次の者が役員として推薦され、選任されることが異議無く

承認された。

会 長 □□ □□ 副会長 ◎◎ ◎◎◎

会 計 ◇◇ ◇◇ 監 事 △△ △

(本議案について、役員選挙を行ったところ、次の者が役員として当選し、満場一致で承認された。

会 長 □□ □□ 副会長 ◎◎ ◎◎◎

会 計 ◇◇ ◇◇ 監 事 △△ △)

### 第3号議案 「令和△△年事業計画及び令和△△年予算に関する件」

本議案について、□□会長から別紙資料「令和△△年度事業計画(案)」により説明及び◇◇会計より「令和△△年予算書(案)」より説明があり、これについて、意見を求めたところ、満場異議がなく承認可決した。

### 第4号議案 「〇〇自治会資産の管理と「地縁団体の認可申請」に関する件」及び第5号議案 「認可申請に伴う規約に関する件」及び第6号議案 「認可申請の代表者を会長とすることに関する件」

□□会長から、地縁団体としての認可を申請することについて、その趣旨並びに提出書類の内容等の説明を行うとともに、〇〇自治会の資産の管理について説明が行われた。また、これに関連する議案第5号、6号も一括して提案し、説明が行われ、その後議案について個別に審議が行われた。

・認可申請について 名のものから質疑があった。

#### ①質疑:

回答:

その後議長が他に意見のない事を確認し、採決を行ったところ満場一致で第4号議案は原案どおり可決した。

・議案第5号、第6号については、議長が意見を求めたが、特に意見も無かったので、採決を行ったところ満場一致で第5、6号議案は原案どおり可決した。

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ ①

議事録署名人 ◇ ◇ ◇ ◇ ①

議事録署名人 △ △ △ △ ①



(様式第2号)

令和 年 月 日

## 承 諾 書

私は、地縁団体の 自治会の代表者になることを承諾します。

署名人: \_\_\_\_\_ ⑩

令和 年度 自治会：役員名簿

役職名	氏 名
会 長	
副 会 長	
会 計	
監 事	

(様式第2号 別紙1)

## 代表者の職務執行停止の有無 ならびに職務代行者選任の有無

団体の名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

( 有 ・ 無 )

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

( 有 ・ 無 )

< 有の場合 >

職務代行者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(様式第2号 別紙2)

## 代理人の有無

団体の名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

### 1 代理人の有無

( 有 ・ 無 )

<有の場合>

職務代行者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

※この場合の「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人ことを指します。

特に該当ない場合は無に○をつけてください。

◇地方自治法

第260条の8 代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(様式第3号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 ○○○○ 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地 南あわじ市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 南あわじ市

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類



(様式第4号)

## 〇〇自治会規約変更理由

1. 変更理由

2. 変更内容

規約第 条中、「 」を「 」  
に改める。

3. 附則事項

この規約は、南あわじ市長の許可のあった日から施行することとする。

(様式第5号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 ○○○○ 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地 南あわじ市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 南あわじ市

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

・令和 年 月 日

3 変更の理由

4. 添付書類

・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録（写））

※これは代表者変更時の例です。その他告示事項で変更のある場合は、市民協働課までご連絡ください。

(様式第5号)

令和〇年△月〇日

南あわじ市長 ○○○○ 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○〇自治会

所在地 南あわじ市〇〇△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○〇 ○〇

住 所 南あわじ市〇〇□△番地

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 変更があった事項及びその内容
  - ・代表者の氏名及び住所を次のとおり変更する

氏 名 ○〇 ○〇

住 所 南あわじ市〇〇□△番地
- 2 変更の年月日
  - ・令和〇年△月□日
- 3 変更の理由
  - ・任期満了による
4. 添付書類
  - ・〇〇自治会会長選出にかかる総会議事録の（写）

[議事録の参考例]

※これは代表者変更時の例です。

その他告示事項で変更のある場合は、市民協働課までご連絡ください。

## 〇〇自治会 総会 議事録

1 日 時 令和〇〇年〇月〇日(日)

午前〇〇時〇〇分～午前〇〇時〇〇分まで

2 場 所 〇〇自治会集会所

3 出席者 会員数 名

出席者 名(うち委任状による出席者 名)

欠席者 名

4 議案

第1号議案 「令和〇〇年事業報告及び収支決算に関する件」

第2号議案 「役員選任に関する件」

第3号議案 「令和△△年事業計画及び令和△△年予算に関する件」

第4号議案 「□□□□に関する件」

5 議長選出

会長が総会の成立要件を確認し、総会が成立することを告げ、開会の宣言を行った。続いて、会長の挨拶を述べ、議長の選出を会員に諮ったところ、会長一任の発言により、会員〇〇 〇〇を議長に指名した。

議長〇〇 〇〇は就任のあいさつをした後、上記のとおり会員の出席状況を告げ、総会の成立を宣言した。また、議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、議事録署名人に◇◇ ◇◇、△ △ △△を指名し、議事に入った

6 議事

第1号議案 「令和〇〇年事業報告及び収支決算に関する件」

本議案について、〇〇会長より令和〇〇年事業報告及び、▽▽会計から別紙資料「令和〇〇年収支決算書」により詳細な説明があり、続いて◇◇監事から、その内容が適正かつ正確であることの報告がなされた。これについて、議長が意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第2号議案「役員選任に関する件」

本議案について、次の者が役員として推薦され、選任されることが異議無く承認された。

会 長 □□ □□ 副会長 ◎◎ ◎◎◎

会 計 ◇◇ ◇◇ 監 事 △△ △

(本議案について、役員選挙を行ったところ、次の者が役員として当選し、満場一致で承認された。

会 長 □□ □□ 副会長 ◎◎ ◎◎◎

会 計 ◇◇ ◇◇ 監 事 △△ △)

第3号議案「令和△△年事業計画及び令和△△年予算に関する件」

本議案について、□□会長から別紙資料「令和△△年度事業計画(案)」により説明及び◇◇会計より「令和△△年予算書(案)」より説明があり、これについて、意見を求めたところ、満場異議がなく承認可決した。

第4号議案「□□□□に関する件」

本議案について、□□会長から別紙資料により説明があり、その可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ ①

議事録署名人 ◇ ◇ ◇ ◇ ①

議事録署名人 △ △ △ △ ①

## 書面決議の場合の議事録の参考例

※これは代表者変更時の例です。

その他告示事項で変更のある場合は、市民協働課までご連絡ください。

### 〇〇自治会 令和2年度 総会議事録

1 日時 ※

2 場所 ※

3 総会員数 〇〇人

4 出席者 会員数 〇〇人（すべて書面表決 令和3年〇月〇日時点）

※ 本年度の総会については令和3年〇月〇日の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、参集しての開催を避け、書面による開催とすることとした。

※ 書面による総会の開催は、令和3年〇月〇日から同年△月□日までの間、会員に議事を回覧するとともに、書面表決を求めることにより行った。

5 議案

第1号議案 「新年度役員に関する件」

第2号議案 「事業報告及び収支決算に関する件」

第3号議案 「事業計画及び収支予算に関する件」

5 議事

(1) 議長選出の件

書面開催につき進行を行う必要はないが、規約に定める議事録署名を行うため、議長として〇〇 〇〇氏を選任した。

(2) 議事録署名人選出の件

議長により△△ △△氏、□□ □□氏の2名が議事録署名人に選任され、書面表決により賛成多数で承認された。

(3) 第1号議案「新年度役員に関する件」

次の者を会長とすることをはじめとする令和3年度役員案について、書面表決により賛成多数で承認された。

会 長

(住所：南あわじ市〇〇△△番地□)

(4) 第2号議案「事業報告及び収支決算に関する件」

令和2年度の事業報告及び収支決算について報告をしたところ、本議案は書面表決により原案どおり賛成多数で承認可決された。

(5) 第3号議案「事業計画及び収支予算に関する件」

令和3年度の事業計画及び収支予算について提案をしたところ、本議案は書面表決により原案どおり賛成多数で承認可決された。

以上をもって議事を全部終了した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人が次に署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○○ ○○ ⑩

議事録署名人 ◇◇ ◇◇ ⑩

議事録署名人 □□ □□ ⑩

令和 年 月 日

南あわじ市長 ○○○○ 様

(請求者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

## 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

下記の認可地縁団体について、その告示事項に関する証明書を交付されるよう請求します。

記

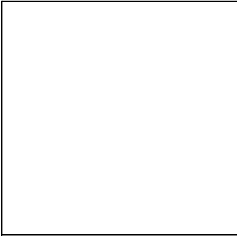
認可地縁団体の 名 称	
認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	
証明書請求部数	部



## 認可地縁団体印鑑登録申請書

南あわじ市長 ○○○○ 様

令和 年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	兵庫県南あわじ市
	( 資 格 )	代表者
	氏 名	◎
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	兵庫県南あわじ市

上記のとおり、認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所

代理人 氏名 ◎

### (注意事項)

- 1 この申請は本人自らが手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

## 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 原 票

	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	廃 止 年 月 日	年 月 日

印 影  <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	兵庫県南あわじ市  番地
	認可地縁団体の認可年月日	年 月 日
	( 資 格 )	代 表 者
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
住 所	兵庫県南あわじ市  番地	

## 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

南あわじ市長 ○○○○ 様

令和 年 月 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	
	( 資 格 )	
	氏 名	ⓐ
	生 年 月 日	

上記のとおり、認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者  本人 住所

代理人 氏名 ⓐ

### (注意事項)

1. この申請は本人自らが手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証明する書面が必要です。
2. 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
3. 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

令和 年 月 日

南あわじ市長 ○○○○ 様

届出者  
代表者 ⑩

### 認可地縁団体登録印鑑亡失届出書

認可地縁団体登録印鑑を亡失したので、南あわじ市認可地縁団体印鑑条例第7条第2項の規定により届けます。

記

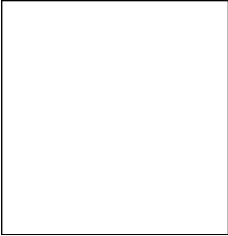
認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	兵庫県南あわじ市 番地
認可地縁団体の認可年月日	年 月 日
(資格)	代表者
氏名	⑩
生年月日	年 月 日
住所	兵庫県南あわじ市 番地

- 注：1 届出書の印は、本人が住民として登録している印鑑を押印してください。  
2 書類として届出者の発行後3箇月以内の印鑑登録証明書を添付してください。

## 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

南あわじ市長 ○○○○ 様

令和 年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	兵庫県南あわじ市 番地
	( 資 格 )	代 表 者
	氏 名	ⓐ
	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり、認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

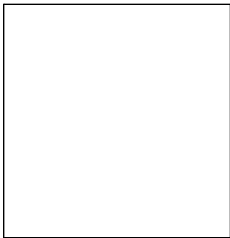
申請者  本人 住所

代理人 氏名 ⓐ

### (注意事項)

- この申請は自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

## 認可地縁団体印鑑登録証明書

印影  	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	兵庫県南あわじ市 番地
	（資格）	代表者
	氏名	
	生年月日	年月日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県南あわじ市長

印

# 委任状

令和 年 月 日

南あわじ市長 様

○代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項の権限を委任します。

- 認可地縁団体印鑑登録申請
- 認可地縁団体印鑑登録廃止申請
- 認可地縁団体登録印鑑亡失届出
- 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請 \_\_\_\_\_通

委任者（代表者）

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

〔注記〕 委任状は委任者(代表者)本人が記入押印してください。